

社会福祉法人 ゆうのゆう

2024 年度事業報告書

(2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日)



1：総括

元日の能登半島地震発生を受け、厚労省・石川県からの要請に応じてスタッフ有志を被災地に派遣する取り組みを継続している中、2024年度は幕を開けました。2011年の東日本大震災に際しても、東北での支援活動に取り組みましたが、能登半島地震での被災地支援は、「東日本」の時とは大きく異なる点がありました。それは「支援の対象者が必ずしも障害当事者ではない」ということ。今回現地入りしたスタッフは、基本的に金沢市内に設置されたいわゆる「1.5次避難所」で活動に従事しましたが、そこでの主な支援対象者は「高齢避難者」でした。普段、言葉での意思疎通が困難な利用者さんを相手に、身体的なケア（介護）を通じてコミュニケーションを図りながら支援に当たることを日常としているスタッフにとって、相手が訴える不安や不満の声に耳を傾けたり、避難生活上の具体的な相談に対応したりといった、むしろ「言葉でのコミュニケーションがベースとなる」支援は、ほぼ「未知の領域」だったのではないかと想像されます。

今回の派遣活動（2024年1～5月）における「高齢者支援」の経験をきっかけとして、「（重症心身）障害者支援」という枠には収まりきれない「福祉（的課題）」を改めて意識したスタッフも多かったのではないかと思います。2024年度は、「機関車」と「音・on」の運営上の位置づけが「モモの家」の「従たる事業所」から、それぞれ単独の「主たる事業所」へと変わる一つの節目を迎えた（5月）ほか、ドイツの強豪プロサッカーチーム「ボルシア・ドルトムント」による親善訪問（7月）や、近鉄百貨店（あべのハルカス近鉄本店）でのビー玉アート作品展示イベント「ハルカスコロコロ大作戦」の開催（9～10月）など、利用者さんの国際交流や地域交流の充実を物語るトピックにも恵まれました。そうした法人運営や交流活動の充実を、最終的に結び付けていく「先（目的地）」は、障害者支援の枠に留まらない「福祉」なのかもしれません。

2024年度前半期のNHK連続テレビ小説「虎に翼」の作中、主人公の寅子が、自分の腑に落ちないことや違和感を覚えることに対して発する「はて？」というセリフがあります。その対義語的な意味合いで、納得のいかないこともグッと堪えて飲み込む／受け流す態度のことを、作中では「スンッ」と表現していました。災害の被災者に限らず、今の社会の中で「いかんともしがたい生き辛さ」を抱えている人を支える営みが「福祉」なのだとしたら、それをその場で取り除いたり和らげたりする「ケア」が重要であることは言うまでもありません。しかし「ケアだけ」では十分ではない気がするのです。その「生き辛さ」を構造的に生み出しているものはないか？私たちが日常どっぷり浸かっているシステムや価値観の中に「生き辛さの種」はないか？物事を円滑に運ぶために何でもかんでも「スンッ」でやり過ごすのではなく、「生き辛さの種」につながるような、どうにも拭えない違和感に出くわした時に「はて？」と呟くこと——自分の仕事（利用者さんとの日々の活動や取り組み）を通じて、「その違和感をどうにかこうにか表現すること」もまた、「福祉」という営みに欠かせないパーツとして、「ケア」と同様に大事にできる私たちでありたいと思います。

2：デーセンターモモの家（生活介護）

□登録利用者：30名／定員：20名（2025年3月末時点）

□活動状況

2024年度は、散歩・買い物などの日常的な外出のほか、福島区地域のイベントや自主製品の出張販売なども含めて、一年を通してコンスタントに利用者さんが外に出る機会を多く作ることができました。自主製品やリサイクルショップの売り上げ自体は伸び悩んでしまい、残念な結果に終わりましたが、「よし四フェスティバル」（よし四＝福島区吉野4丁目）での餅つきや、

福島区民祭りでの盆踊り、区社協主催の障害児・者スポーツレクイベントへの参加など、「交流」や「ふれあい」という意味では、幅広く地域の人たちと顔の見える関係性を深めることができました。



センター（施設）内においては、ハンドマッサージのボランティアグループを2～3ヶ月に一度お招きする取り組みを始めました。利用者さんにとっては、マッサージでリラックスできるとともに、地域の人たちとの新しい交流のチャンスになることもあって好評です。

2025年度は、大阪・関西万博が開催されることもあり、法人としても希望する利用者さんが、グループ外出として万博に出かけることができるように企画しています。外国人スタッフにも協力してもらうことで、会場での国際交流を楽しむほか、「いのち輝く未来社会のデザイン」を謳う万博会場に利用者さんが直接出向くことで、重度の障害を持った当事者たちもまた「未来社会」の一員であるということをアピールする——そうした様々なストーリー性を持った外出の取り組みにしていきたいと思います。

また、普段の散歩や買い物外出、自主製品の出張販売やショップ活動についても、「地域の未来社会」におけるメンバーの一員であることを発信し続けるという意味で、今後も力を入れて取り組んでいきます。

3：デーセンター機関車（生活介護）

□登録利用者：29 名／定員：20 名（2025 年 3 月末時点）

□活動状況



2024 年度は、ショップ活動などの従来の取り組みによって近隣地域の方々とのつながりを深めたばかりでなく、都島区民センターでのイベント参加や、他事業所と合同での外出（桜の花見）企画などを通じて、新しいつながりを広げた一年でもありました。

特に区民センターについては、利用者さんと一緒に徒歩でもアクセスしやすい場所にあるため、区の自立支援協議会が主催する「なかまとつながる地域の輪」（ポッチャ大会）や「福祉資源フェスタ」への出店のほか、区社協主催の「ボランティアまつり」や地域の高校が主催する音楽イベントなど、利用者さんが「地域の人たちに顔を見せるチャンス」として、積極的に活用することができました。

また、法人全体として取り組んだ、あべのハルカスでの巨大ビー玉アート展示イベント「ハルカスコロコロ大作戦」に際しては、機関車全員で制作した巨大ビー玉アートの出来栄もさることながら、制作過程やイベントに向けた雰囲気づくり（Instagram でのカウントダウン投稿など）も含めて、とても思い出深い活動となりました。



企画をスタートしてから 3 年目を迎えた「さんでー×きかんしゃ」（日曜日に施設を開放して開催する地域向けイベント）は、2024 年度については 4 回開催。当日は有志スタッフ中心でのイベント運営となりますが、事前のチラシ配布を含めた PR 活動では利用者さんも大活躍。回を重ねる毎にイベント参加者も増え、特に近隣地域の子育て世帯における認知が定着しつつある手応えを感じています。

一方、施設外での活動となりますが、2024 年元日に発生した能登半島地震に際しては、厚労省・石川県からの福祉職員派遣要請に基づき、機関車としても 3 名のスタッフが現地の 1.5

次避難所で支援活動に従事しました。被災者を最後まで支えることができるのは「その地域の人」であることを実感するとともに、私たちスタッフも、身近な地域で大規模な災害が起きた時、「被災者であると同時に支援者」として動くことができるような心構えを育てることの必要性を再認識しました。

最後に、9月にお一人の利用者さんとの辛い別れがありました。旅立たれたその利用者さんに私たちの想いが今後も届くよう、2025年度も利用者さんたちと一緒に機関車を盛り上げていきたいと思っています。

4：デーセンター音・on（生活介護）

□登録利用者：33名／定員：20名（2025年3月末時点）

□活動状況



2024年度は、音・onの施設としての位置づけが、「モモの家」の「従たる事業所」から、一つの独立した事業所（主たる事業所）に変わった節目の一年となりました。前年度（2023年度）、自主製品やリサイクル品の売上げがそれまでで過去最高の19万円（目標は毎月売上1万円＝年間12万円）でしたが、2024年度はさらに高い目標「年間で25万円」を掲げました。自主製品のラインナップを24種類→30種類に増やしたほか、従

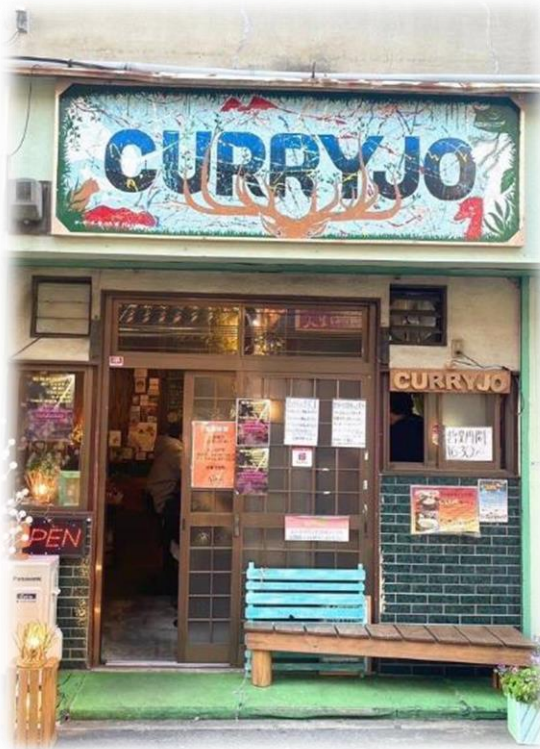
来の出張販売（港区役所・大阪市役所・IKEA 鶴浜）や、自主製品受注（支援学校PTAなど）にも力を入れました。特に受注に関しては、スタッフ行きつけのカレー屋さんからビー玉アートによる「お店の看板」制作という大仕事をいただき、制作過程での店主さんとの交流も楽しみつつ、大きな売り上げ増につなげることができました。看板の完成後も、ノベルティグッズとしての自主製品買い取りや、店内での委託販売などを通じて、交流関係が続いています。結果としては、目標としていた「年間25万円」を超える26万円の売り上げを達成し、「過去最高記録」を更新することに成功しました。

一方、近隣地域との関わりでは、港区の地域子育て支援拠点「はっぴいポケットみなと」とのイベント共催や、最寄りのコンビニエンスストアとの災害時・緊急時の協力体制構築に取り組みました。具体的には、「はっぴいポケットみなと」が企画する花見チェキ撮影会（4月）や

シャボン玉遊び企画（11 月）と、音・on のビー玉アートワークショップを同じ場所で同時開催し、利用者さんと近隣地域の子育て世代との交流を図りました。コンビニとの間では、大規模災害時における店内商品の優先販売や指定商品の在庫確保、非常電源の利用についてオーナーと合意したほか、音・on はコンビニ側からの要請に応じて、施設内に設置している AED を緊急時に提供することになりました。

「もしもの時」に頼りになるのは「平時からの関係性」という認識に基づいて、音・on の利用者さんやスタッフの顔を見知っている人たちを、いかに地域の中で増やせるか——そのための試行錯誤がそのまま、利用者さんたちの社会参加・地域参加の促進につながっているという手応えを感じています。

2025 年度は大阪・関西万博の年でもあり、音・on から多くの利用者さんが出かける予定です。重い障害を持った人たちの存在も織り込んだ未来の社会・地域をデザインしていくために、万博に限らず積極的に外に出ていく取り組みを継続していきたいと思います。



5：デーセンター夢飛行（生活介護）

□登録利用者：45 名／定員：30 名（2025 年 3 月末時点）

□活動状況

2024 年度の取り組みをいくつかピックアップして振り返ります。

①グループ外出

2024 年度は 40 人以上の利用者さんほぼ全員が、グループ外出で様々な場所に出かけることができました。当日体調不良でキャンセルされる方もおらず、ここまでたくさんの外出を決行することができたのは、コロナ禍を経て数年ぶり



のことです。行き先は、USJ や「こんぺいとうミュージアム」、関西国際空港、長居植物園、カラオケなど…商業施設だけでなく季節や利用者さんの好みに合わせた外出先を考え、利用者さんの社会参加につなげることができたのではないかと思います。

②サッカーチーム「ドルトムント」による親善訪問



7 月には、ドイツ・ブンデスリーガの名門サッカークラブ「ボルシア・ドルトムント」の選手とドイツ総領事が夢飛行を訪れ、利用者さん達と交流する機会を持つことができました。当日は選手たちとビー玉アートを共作し、作品をサッカー場に見立てたゲームなどを楽しむことができました。居

合わせた利用者さんたちは皆、普段よりもテンションが高く、選手たちの訪問を心から喜んでいる様子でした。当日の様子は新聞記事にも取り上げられ、後日ご家族ともその日の話で盛り上がるなど、間違いなく 2024 年度のハイライトの一つとなりました。

③その他（新規企画・自主製品製作）

1 月上旬には、音楽や美味しい昼食を堪能するイベント「2025 年始フェス」を開催し、利用者さんと盛り上がることができました。新年にちなんだ屋台風の食事を調理で作って満喫しつつ、ステージでの歌や楽器の演奏を楽しみました。楽器や歌が得意な利用者さんの新たな一面を知る機会にもなり、楽しい時間を過ごすことができました。また、夢飛行としては久しぶりに自主製品のラインナップ増に取り組み、「タッセルチャーム」や「プラ板マグネット」などを製作・販売しました。

④全体的な所感～次年度に向けて

2024 年度は、秋頃から春先にかけてコロナ、インフルエンザ、胃腸炎が施設内で流行し、通所を控える方が増えた時期もありましたが、爆発的な流行には至らず食い止められた印象です。また、人工呼吸器を使用する利用者さんの在籍が過去最多（6 名）となったことが象徴的ですが、医療依存度が高い利用者さんの増加が顕著な 1 年でもありました。看護スタッフとも綿密に連携を取りながら、喀痰吸引や経管栄養といった基本的な医療的ケアを私たちが担うことで、そうした利用者さんであっても積極的に外出や旅行などに出かけ、社会参加を推進することが出来たのではないかと思います。2025 年度は、日常的な取り組みがそのまま緊急時（感染症流行や利用者さんの体調急変、大規模災害など）にも有効に機能する「フェ

ーズフリー（phase free）」の考え方も意識しつつ、外出やイベント等も含めて一日一日充実した活動ができるよう過ごしていきたいと考えています。

6：グループホームことのは（共同生活援助）

□入居者：7名／定員：7名（2025年3月末時点）

□活動状況

【外出など余暇支援】

泉尾公園での夜桜食事会（4月）、長居公園でのBBQ（5月）、るり溪温泉イルミネーション（9月）、阪神大震災発生30年を踏まえた神戸ルミナリエ外出（1月）など、2024年度も、季節や関西での暮らし「ならでは」を感じる外出を、グループホームとして積極的に企画することができました。ご家族をお招きした年末のク



リスマス&忘年会も、コロナ禍を経て再開した前年度から続けて開催することができ、楽しいひと時を過ごしました。その他、ヨガ&ストレッチ、「スイーツデイ（お菓子作りや購買を楽しむ取り組み）」、「クッキングデイ」、外食やショッピング、美容室への外出など、イベント事に限らず、日常生活の中にも「ちょっとした楽しみ」やQOL向上の一助となるような取り組みを随所で設けています。

【入居者さんの心身の状態】



9月下旬にコロナ陽性1名、12月中旬にインフルエンザA型陽性2名が、それぞれ入居者の中から出ましたが、両ケースともゾーニング等のコロナ禍で培った対応により、感染拡大を防ぐことができました。一方で、インフルエンザに罹患した入居者の1名は、療養後の体調回復が思わしくなく誤嚥性肺炎に罹り、入院加療を余儀なくされました。その入院中に胃瘻造設手術を経て退院。今はお元気

に過ごされていますが、結果的に喀痰吸引と経管栄養といった医療的ケアを必要とする入居者が2名に増えることとなりました。

【その他の取り組み～次年度に向けて】

前年度（2023 年度）から始めた「世話人会議」については、2024 年度は8 月・10 月・2 月に開催。業務改善につながるような世話人同士の意見交換のほか、虐待防止研修なども同時に実施し、スタッフの意識・知識向上に努めました。2025 年度は、目玉となるイベントの一つとして、大阪・関西万博への外出を企画しているほか、制度面では「地域連携推進会議」の開催が義務化されることを契機として、自治会をはじめとする地域住民の方々との連携をより一層強化し、入居者さんの地域生活のベースをより盤石なものにしていきたいと考えています。

	2024 年度 活動・イベント	施設
毎月または隔月	車椅子ダンス練習会	全体
	「Torute」店頭販売担当	各施設（生活介護）
	大阪市社会福祉研修・情報センターでの物販活動	モモの家
	モモシネマ（映画上映会）	モモの家
	イオン野田阪神店「イエローレシートキャンペーン」参加	モモの家
	よし四フェスティバル参画	モモの家
	大阪市役所ロビー物販会	モモの家／音・on
	キカンシャシネマ（映画上映会）	機関車
	映画評論会	機関車
	ガーデニングデイ	機関車
	防災の日／防災クラブ（防災関連日中活動企画）	夢飛行／機関車
	On シネマ（映画上映会）	音・on
	港区役所ロビー物販会	音・on
	SUPER ショップデイ	音・on
	IKEA フリマ出店	音・on
	FBMweek／FBM デイ	夢飛行／音・on／モモの家
	西成区役所「福祉の店」出店	夢飛行
	映画の日（映画上映会）	夢飛行
年間通じて随時	利用者・スタッフの歓送迎会@日中活動	各施設（生活介護）
	グループ外出・プール外出	各施設（生活介護）
	誕生日会	各施設（生活介護）
	舞洲外出	音・on
	スタッフ自由企画イベント	音・on
	さんでー×きかんしゃ	機関車
	お菓子づくり	機関車／モモの家／音・on

	入居者誕生日会	ことのは
	入居者個別外出	ことのは
4 月	花見外出	各施設（生活介護／グループホーム）
	入所式	全体
5 月	宝塚医療大学介護実習受け入れ	モモの家／機関車
	BBQ パーティ@長居公園	ことのは
6 月	大阪旅行	全体
	嵐の DVD 鑑賞会	モモの家
7 月	車椅子ダンス発表会	全体
	韓国大学生ボランティア受け入れ by ソウル長神大学校	夢飛行／モモの家／音・on
	ドイツサッカーチーム「ボルシア・ドルトムント」親善訪問	夢飛行
	とっておきの音楽祭・物販出店	夢飛行
8 月	ハンドケアマッサージ企画	モモの家
	パリ五輪を観る会	モモの家
	車椅子ダンス茶話会	全体
	シタール演奏会	夢飛行
	福島区ヒューマンシアター物販会	モモの家
9 月	モモ祭り week	モモの家
	「ハルカスコロコロ大作戦」(～10 月)	全体
	兵庫旅行	全体
	都島区「福祉ふれあいフェスタ」出店	機関車
	るり溪温泉イルミネーション外出	ことのは
10 月	福島区民祭り出店	モモの家
	「福島区健康展」物販参加	モモの家
	浴衣会	モモの家
	都島区民祭り出店	機関車
	ハロウィンイベント	音・on
11 月	宝塚医療大学介護実習受け入れ	夢飛行／モモの家／機関車
	音・on×はッピーぽけっとコラボイベント	音・on
	「福島区障がい児・者 スポーツ・レクリエーションひろば」参加	モモの家
	都島区「なかまとつながる地域の輪」参加	機関車
	童夢 KANSAI フェスタ出店	全体
12 月	クリスマス会	全体
	京都旅行	全体
	クリスマス&忘年会 with ご家族	ことのは

1 月	成人のお祝いイベント	各施設（生活介護）
	初詣外出	各施設（生活介護）
	書初め大会	各施設（生活介護）
	2025 年始フェス	夢飛行
	ルミナリエ&神戸外出・外食	ことのは
2 月	節分イベント	各施設（生活介護）
	バレンタインデーイベント	各施設（生活介護）
	あいあい祭り出店	モモの家
	都島区「障がい児・者福祉資源フェスタ」参加	機関車
	みやこじま★ボランティアまつり 2024 参加	機関車
3 月	ホワイトデーイベント	各施設（生活介護）
	花見外出	各施設（生活介護）
	みなとふれあい福祉のひろば参加	音・on
	ビューティーデイ（雑祭りメイクイベント）	機関車
	ふらっとカフェ@Tamariba	夢飛行

7：リサイクルショップ・自主製品販売・利用者還元金

□リサイクルショップ

生活介護施設 4 拠点それぞれにリサイクルショップを併設し、地域の方々から寄付いただいた古着などのリサイクル品のほか、自主製品などを販売しています。「買い物」というごく日常的な行為を通じて、地域の方々と利用者とは自然な対面コミュニケーションを交わしながら関係を築いていくことがショップ運営の目的です。



各施設でリサイクルショップとしての Instagram アカウントを開設し、おすすめ商品や活動の様子などを利用者さん自らが登場して PR しています。

【夢飛行ショップ（リサイクルショップゆうのゆう）】

https://www.instagram.com/recycleshop.yny_nishinari/

【モモの家ショップ（カシオペア）】

<https://www.instagram.com/kashiopeia.momo/>

【機関車ショップ】

<https://www.instagram.com/kikansyashop2002/>

【音・on ショップ】

https://www.instagram.com/day_center_on/

□自主製品販売（Torute ほか）

全施設共同で取り組んでいる自主製品販売活動として「Torute」があります。Torute は、大阪メトロ堺筋本町駅構内で、大阪市内の障害者支援事業所が共同運営する自主製品のアンテナショップです。「ゆうのゆう」としては各施設が毎月1回ずつ計4回、店頭販売を担当しています。販売している自主製品と、実際に店頭に立って接客をおこなう利用者さんの姿を通じて、私たちの活動や重症心身障害者という存在について地域の人たちに知っていただくとともに、公共交通機関を利用した外出の機会として、利用者さんの社会参加につながる大切な取り組みとなっています。



このほか、各施設単位で取り組んでいる出張販売（区役所などの官公庁／区民祭りやフリーマーケットなどの地域イベントに出店）、外部からの受注販売（支援学校 PTA や飲食店など）、各施設リサイクルショップの店頭など、様々な機会や場を活用して自主製品を販売しています。

【各施設の自主製品ラインナップ】

施設	自主製品	価格
夢飛行	ポストカード	200 円
	タッセルチャーム	300 円
	マグネット	150 円
	布シール	150 円
	レターセット	100 円
	ピンバッチ	200 円
モモの家	布製マスク	300 円
	布製コースター・小	100 円
	布製コースター・大	150 円
	キャンヴァスアート・小	1000 円
	キャンヴァスアート・中	1500 円
	キャンヴァスアート・大	1800 円
	ヘアゴム	200 円
	シュシュ・小	100 円
	シュシュ・大	200 円
	扇子	300 円
	ぼち袋	200 円
	お祝い袋	200 円
	ストラップ	300 円
	ミニトートバッグ	300 円
	レターセット①（便箋×2 枚, 封筒×1 枚）	100 円
	レターセット②（封筒×2 枚）	100 円
	ポストカード	200 円
機関車	メモ帳	300 円
	ブックマーク	100 円
	ポストカード	200 円
音・on	くるみボタンのヘアゴム・小	150 円
	くるみボタンのヘアゴム・中	200 円
	くるみボタンのヘアゴム・大	250 円
	ミニ巾着（ビー玉アート）・小	200 円
	ミニ巾着（ビー玉アート）・中	300 円
	ミニ巾着（ビー玉アート）・大	400 円
	ポーチ(ビー玉アート)・ミニ	300 円

	ポーチ(ビー玉アート)・中	400 円
	マルチポーチ(ビー玉アート)	400 円
	レジン製ヘアゴム	300 円
	レジン製ストラップ	300 円
	ボールペン	300 円
	シャープペン	300 円
	ペン立て	300 円
	トートバッグ	700 円
	マグネット	300 円
	ブレスレット	300 円
	ハンカチ	200 円
	ネックレス	300 円
	ぽち袋	100 円
	ポストカード	200 円
	付箋	250 円
	折り畳みミラー	300 円
	スタンドミラー	500 円
	ヘアピン (パッチンピン止め)	300 円
	リボンのヘアゴム	300 円
	コースター	250 円
	ペットボトルホルダー	400 円
	ペットボトルキーホルダー	100 円～
	ペットボトルのブックマーカー	100 円

□利用者還元金：

リサイクル品や自主製品、ビー玉アート作品リース料などの売上のほか、介護福祉士養成校からの実習受け入れに伴う実習費など、利用者さんが社会参加に取り組んだ結果得たお金は、「利用者還元金」として年に 1 回、均等分けにして全利用者さんにお渡ししています。

その還元金となる活動収入の合計は、前年度(2023 年度)比でおよそ 6%増の約 131 万円。利用者 1 人当たりが受け取る還元金は 9300 円（前年度比約 5%増）となりました。全体としては 4 年連続の売上増、かつ 4 年連続の 100 万円台達成。また、一人当たりの還元金額が 9000 円を超えるのは 2015 年度以来、足掛け 10 年ぶりということもあり、喜びも一入でした。



施設ごとの前年度比売上増減を見ると、夢飛行→約 4%減、モモの家→約 22%減、機関車→約 3%増、音・on→約 40%増。夢飛行とモモの家が売上減だった一方で、機関車と音・on はそれぞれ過去最高の売上記録を更新し、それぞれ初の 40 万円台、20 万円台を達成できました。

夢飛行は、ショップの売上は前年度よりも約 40%売上を伸ばしましたが、単価の高い絵画リースの売上が約 20%減と落ち込んでしまい、全体の売上も微減となりました。一方、利用者さんがゲスト講師として大阪公立大学の講義を担当する取り組みでは、講師謝礼として合計約 4 万円の収入を得ることができました。利用者さんの社会参加の場と還元金の収入源とし

て、新たな可能性を感じる取り組みとなりました。

モモの家では、福島区内の地域イベント（区民祭り・区健康展・区ヒューマンシアター・あいあい祭りなど）でのリサイクル品売り上げや、地域の小学校 PTA からバザー用の自主製品受注などで一定の売り上げを出しましたが、全体としては売上が落ち込む結果となりました。

機関車については、ショップの売上が引き続き好調だったほか、ビー玉アートのウェディングアイテム受注や、初めての宝塚医療大実習受け入れ（実習費収入）なども相俟って、過去最高売上を更新することができました。一方、これまで Torute 以外の出張販売の場をあまり設けることができていなかったのですが、2024 年度は都島区民祭りや区民センターでの様々なイベントに積極的に出店を試みました。今後も出張販売の場を増やすことによって、利用者さんの外出による社会参加の機会も増やしつつ、売上増につなげていくことを目指します。

音・on では、前述の通り、自主製品のラインナップ増や各所での定期的な出張販売、支援学校 PTA からの大口受注に加え、カレー屋さんの看板デザインやノベルティの受注、Torute で交流のある他事業所（就労支援事業所）が運営するカフェでの委託販売などの取り組みにより、過去最高の売り上げ（約 26 万円）を更新することができました。

利用者還元金となる各種活動の売上は、利用者やスタッフの「生計」に直接影響するものではありません。あくまでも「売上増＝地域・社会からの共感・理解の拡大」という等式の成立を目指す——そうした位置づけで取り組んでいるものです。それ故に、利用者を巻き込

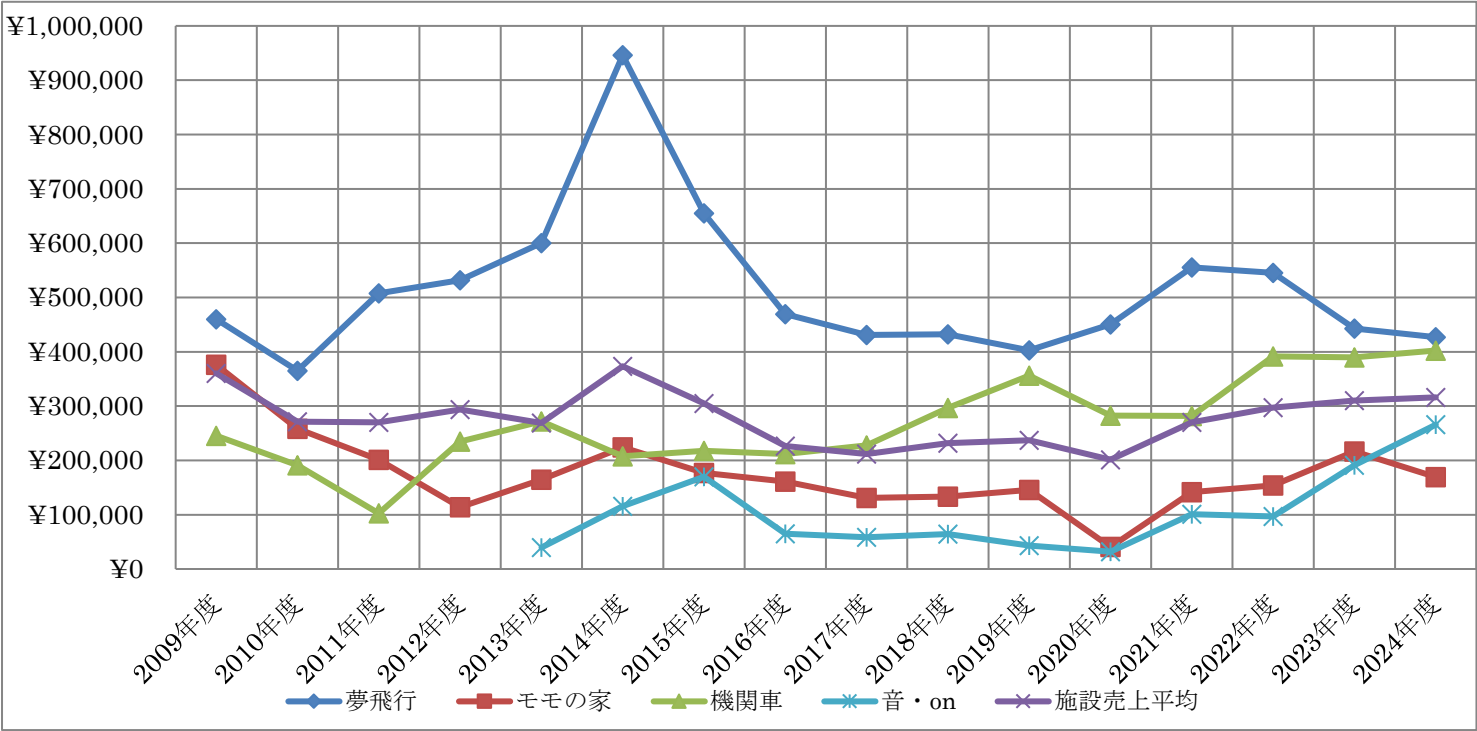
みながら（＝利用者の主体的な関わりを組み込みながら）売上金を生み出す活動の成否は、自身の「仕事」に対するスタッフの「熱量」に負うところがかかなり大きいと言えるでしょう。その熱量の「供給源」をどこに求めるのか？個々のスタッフとしても、法人としても引き続き模索していきたいと思ひます。

【2024 年度・施設別売上合計】（）内は前年度の結果

モモの家	機関車	音・on	夢飛行	その他(繰越金等)	総合計	利用者数
169,080 円 (216,515 円)	402,294 円 (389,804 円)	265,745 円 (190,900 円)	426,716 円 (443,022 円)	48,981 円 (1,785 円)	1,312,816 円 (1,242,026 円)	140 名 (139 名)

※利用者 1 人当たりの還元金額＝9,300 円／人（前年度＝8,900 円／人）

【施設別売上合計の推移】



8：絵画

2024 年度も日中活動で制作したビー玉アート絵画（画布生地）を概ね 1 クール 3 ヶ月で貸し出す「絵画リース事業」を継続しています。6 箇所のリース先（全て歯科医院）に対して、掛け替えのための訪問回数は 11 回、リース代金の売上合計は 165,000 円でした。利用者還元金となる売上の単価が高く、リースという形態をとることで顧客との息の長い付き合い＝関係作りが可能で、かつ、利用者の外出機会の創出にも繋がるという点で、今後もさらなる充実を図りたい活動の一つです。



そのリース用絵画の制作では、前年度に引き続き「きづきデザインラボ」代表の竹綱章浩氏を外部アドバイザーとして招き、新作4作品を完成させました。

ビー玉アートのオーダーメイド製品としては、結婚披露宴の席次表・席札といったウェディングペーパーアイテムが2件（機関車／音・on）、そして「店舗の看板」制作という初めての試みとなる注文が1件（音・on）、合計で3件の受注となりました。そのほか、ビー玉アートを使用した新しい自

主製品の開発も随時各施設で取り組んでいます。

そして当年度のアート活動のハイライトは、近鉄百貨店（あべのハルカス近鉄本店）での大型絵画作品展示（約1ヶ月間）とワークショップイベントの開催です。「ハルカスコロコロ大作戦」と銘打ったこのイベントは、近鉄百貨店が地域住民・団体と一緒に社会貢献活動に取り組む「縁活」プログラムの一環として、ゆるゆるが主体となって企画したものです。

展示した大型絵画作品は4点。

「about us(私たちについて)」という共通のテーマで、4施設がそれぞれ1点ずつ制作しました。絵画のサイズが2.5m×2mとかなり巨大となるため、制作作業は専用の木枠をDIYで作るところから。この専用木枠を各施設でリレーしながら絵画作品の制作を進め、完成した4点の作品は2点ずつに分けて展示。展示期間の折り返し時期に、作品の掛け替え日を設けました。設置していた「感想ノート」には、約20ページわたって鑑賞していただいた方々からの嬉しいメッセージが連なり、利用者さんにとっても、スタッフにとっても今後の大きなモチベーション材料となりました。



ワークショップについては、ビー玉アート制作を体験できる内容で開催。ハルカスを訪れた子ども連れのお客さんを中心に、約40名が参加して大盛況でした。



今回の企画では「初の百貨店での作品展示」という実績づくりができたほか、作品の制作そのものだけでなく、ハルカス側の「縁活」担当者との打ち合わせ、出来上がった作品の搬入・展示設営～掛け替え作業～作品搬出、ワークショップでの参加者アテンド、SNSを使ったカウントダウン投稿など、企画の各プロセスでたくさんの利用者さんが関わる事ができた点も、法人全体のチームワークとして意義深いものでありました。

次年度（2025年度）も、ビー玉アートを通じて多くの方々に法人の活動や重症心身障害者の存在を知ってもらえることができるよう、人出の多い街中での作品展示やワークショップを企画するとともに、各施設においても近隣地域との「接点」の一つとして、アート活動を活用していきたいと考えています。

9：車椅子ダンス

毎年、生活介護の各施設から選抜されたメンバーが、日中活動の時間を利用した月1～2回の合同練習を一年間続け、発表会でその成果を披露しています。2024年度は、第17期メンバーの発表会が7月に開催され、10月からは第18期メンバーでの活動がスタートしました。



17期の発表会は、「世代を超えて…」というテーマで、昭和・平成・令和それぞれの世代に「刺さる」楽曲をバックに3つの演目（オープニングアクトを含めると4演目）を披露。観客側の利用者さん・スタッフ・ご家族も、今や様々な世代が入り混じる時代となったこともあり、それぞれ「自分の世代に流行った」楽曲の演目を中心に歓声が飛び交い、大盛り上がりを見せました。

また、この発表会をもって、第1期から振り付け監修を含めた指導を長年担ってくださった外部講師が引退されました。10月から活動を始めた第18期メンバーについては、二代目



となる新たな講師をお招きし、これまでとはまた一味違ったダンス表現を目指して練習に励んでいます。

2025 年度は、「メンバーの利用者さんを魅せる」ことをより意識した振り付けや演出の考案、練習会や発表会本番の思い出を「どのような形（媒体）」にして残し、ご家族とも共有できるようにするか、利用者さん・ご家族・スタッフが楽しむことのできる全体イベントとして更に発展していくためにできることは何か——そうした課題について、新講師とも十分にコミュニケーションを図りながら取り組んでいきたいと思っています。

発表会	テーマ	演目
第 17 期 (2024/7/24)	世代を超えて…	「Tango Jalousie」(Jacob Gade 作曲)
		「Get Wild」(TM NETWORK)
		「Lemon」(米津玄師)
		「アイドル」(YOASOBI)

10：輪（つながり）委員会

主に利用者さんの家族と担当スタッフが定期的(1～2 ヶ月に 1 回程度)に集まり、利用者さんの将来生活、とりわけ「親亡き後の生活」について、意見交換や学習会、見学会などを通じて具体的なアクションに繋げていくための取り組みです。

2024 年度は、日程調整などが上手くいかず、ご家族参加の会合は開催することができませんでしたが、今後の活動の方向性については下記①～③の通りです。

①支援者の確保に向けた取り組み

：「親亡き後」を支えるためには、それがグループホームという形であれ、ヘルパーを利用した一人暮らしやシェアハウスでの暮らしという形であれ、日常生活の支援を担う人材の確保が不可欠です。他事業所との連携のほか、学生に対する広報活動などを通じて、重症心身障害者の地域生活を支える人材の裾野を広げるための活動を開拓したいと考えています。

②一人暮らしに向けた利用者さんの支援

：「親元を離れた地域生活」の具体的検討が必要と思われる利用者さんが徐々に増えます。利用者さんの「一人暮らし／親元を離れての地域生活」の「モデルケース」づ

くりに継続して取り組み、具体的・実地的な検討・アクションを重ねながら、経験やノウハウの蓄積と還元を図ります。

③ご家族向けの意見交換の場づくり

：コロナ禍の影響で途絶えてしまっていたご家族参加の定期会合の復活を図ります。「つながりノート」の書き方講習会だけでなく、成年後見制度などの各種勉強会やご家族交流会などの機会をつくり、スタッフだけでなくご家族の力も合わせた、利用者さんの将来生活を形にしていくための原動力を生み出すきっかけとしていきたい考えです。

11：旅行

元来は、希望する利用者1人当たり「毎年1回」「1泊2日（遠方は2泊3日）」だったものを、予算などの事情から2016年度に一度活動を休止。その後、「希望者1人当たり2年に1回」「1泊1.5日 or 2日」と規模を縮小することで、2018年度の活動再開以降、毎年の催行を継続することができています。

2024年度は大阪・兵庫・京都の計3カ所の旅行を実施しました。大阪旅行では、有名な「ホテルニューオータニ大阪」に宿泊し、2日目はスタッフと利用者さんで予め企画したコースをそれぞれ楽しみました。

兵庫旅行では電車で三田まで移動し、「しいたけランドかさや」で椎茸狩りを楽しみました。採れたての椎茸でのバーベキューに舌鼓を打ちました。京都旅行では、参加者がそれぞれ「アート」をテーマにして外出を企画しました。皆さん京都ならではのアート活動を楽しみ、後日その作品をまとめたアートブックを作成して旅の思い出を形にしました。

2024年度は前年度に比べて旅行の候補地も増やし、それもあったか旅行の希望者も増加しました。初めて旅行に参加される利用者





さんも多数おられ、新しく通所される利用者さんにも旅行の楽しさや期待感を感じてもらえているように思います。

2025 年度は奈良県の曽爾高原と東京ディズニーランドの計2回の旅行を計画しています。曽爾高原では屋外での飯盒炊飯、夜には星座観察といった自然を満喫できるようなプログラムを検討中です。

また、宿泊施設は「国立曽爾青少年自然の家」に宿泊予定で、子供の頃に体験した自然学習を彷彿とさせます。ディズニーランドへの旅行は人気の高いクリスマスシーズンを予定しています。今回も新幹線を利用して東京まで移動予定です。この2回の旅行で30名程の利用者さんが参加予定となっています。

まだまだ行ったことのない土地、初めてのアクティビティがたくさんあると思います。利用者さんにとって「日常とは異なる楽しいひと時」であると同時に、公共交通機関や宿泊・観光施設など重症心身障害者であっても不自由なく利用できる「社会資源の開拓」を図る取り組みでもある旅行。旅行行事に対する法人としての位置づけをスタッフ間でも繰り返し確認しながら、さらなる取り組みの充実を期していきたいと考えています。

【2024 年度・旅行催行実績】

日程	行先	利用者参加数※()内は家族
6/2～3	① 大阪（グループ別行動…USJ・りんくうタウン・海遊館・ニフレルなど）	18 名（1 名）
9/29～30	② 兵庫〔三田〕（椎茸狩り・芋掘り・陶芸体験など）	10 名（0 名）
12/1～2	③ 京都（グループ別行動…染物などのアート制作体験・京都水族館・鉄道博物館・京都タワーなど）	17 名（3 名）

12：国際交流企画

ワーキングホリデー制度により来日した外国人青年をアルバイトスタッフとして採用し、一回きりの「見学」ではなく、一定期間「日常を共にする」ことを「国際交流」として位置づけ、受け入れを始めてから20年以上が経ちました。2024 年度末現在、ワーキングホリ



デービザ・配偶者ビザ・留学生ビザにより、8 か国 14 名（ドイツ・フランス・インドネシア・インド・フィリピン・ケニア・チリ・オランダ）が活動しています。近年、一定の外国語スキルを持つ正規スタッフも増え、その協力を得ながら、外国人スタッフが主体となって日中活動などを盛り上げる国際交流企画が軌道に乗つつあります。

2024 年度は、「肌で」外国を感じることをできるようなイベントの企画を目標にしています。全体でのイベントは叶いませんでした。

が、各施設で外国人スタッフが主体となって交流企画に取り組みました。やはり好評なのが「食」。各施設の「調理」活動でそれぞれの外国人スタッフが本場の味を再現。

「普段の日本の食卓では味わえないもの」を食べることは、間違いなく利用者さんの「肌～五感」を刺激する体験だったはずです。口から食事を摂ることができない経管栄養の利用者さんも、キッチンから漂う「異国の香り」から、同じような刺激を受け取り、楽しむことができたのではないかと思います。



一方、スタッフとして日々活動とともにしている外国人だけではなく、「ゲスト」として施設を訪問してくれた外国人とも交流の機会を持てたことは、当年度の大きなトピックとなりました（韓国の大学生ボランティア／ドイツのサッカーチーム「ボルシア・ドルトムント」選手団）。

今後も継続して外国人スタッフが日常的に活躍できる機会を創出することで、結果的に利用者さんの日常生活が豊かなものとなるよう、企画の充実に努めていきたいと思っています。

【2024 年度・国際交流企画の開催実績】

時期	企画内容	企画スタッフ
2024 年 4 月	「世界の都市にまつわるクイズ！」＋国際調理実習「カルトツフェルプフアー（ドイツ風ポテトパンケーキ）」	ドイツ人スタッフ 1 名
〃	国際調理実習「インドカレー」	インド人スタッフ 1 名
5 月	ドイツ語教室	ドイツ人スタッフ 1 名
6 月	ドイツのお絵描き遊び「Montagsmaler」：くじで引いたお題を数十秒で描き、何を描いたか当てるクイズ	ドイツ人スタッフ 1 名
7 月	「韓国の最新流行クイズ！」	韓国人大学生ボランティア 10 名
〃	ドイツサッカーチーム「ボルシア＝ドルトムント」親善訪問・交流会	—
12 月	国際調理実習「リンゼンズuppe（レンズ豆スープ）」	ドイツ人スタッフ 1 名
2025 年 3 月	国際調理実習「ドイツ風ダル（豆）カレー」	ドイツ人スタッフ 1 名

13：後援会

延べ会員数は約 1200 名ですが、逝去などによる退会もあり、現員は半数弱の約 590 名となっています。施設改修や送迎車両確保のほか、感染症や大規模自然災害対策のための備品購入等、後援会による支援の重要性が年々増している一方、友人・知人などに呼びかけ、後援会員を勧誘・獲得できる関係者やスタッフは全体のごく一部です。「後援会員の獲得」＝「私たちの活動に対する理解・共感を財政面の充実に結び付けること」——法人が社会に果たす役割や重症心身障害者と呼ばれる利用者のことを、「自分の言葉」で発信していく姿勢と実践が、スタッフ一人一人に求められています。

一方 2025 年度は、ビー玉アートに関連したプロジェクトの予算をクラウドファンディング（インターネット上で寄付を募る資金調達）で集める取り組みを予定しています。活動の予算を手に入れることはもちろんですが、この取り組みを糸口として、個々のスタッフが「自身の言葉で」相手に語る「訓練」の機会をつくることもまた、クラウドファンディングの目的の一つになりそうです。後援会員の勧誘自体は、不特定多数を対象とするよりは、個々のスタッフと付き合いのあるリアルな関係性に基づくことを前提にしながら、今後も様々な工夫を続けていきたいと思えます。

14：医療的ケア

喀痰吸引や経管栄養注入といった医療的ケアを必要とする利用者は年々増加傾向にあり、2024 年度末現在で 73 名、全利用者（136 名）の過半数を占めるに至っています。2012 年度からは「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正が施行され、一定の要件を満たした介護職員が喀痰吸引や経管栄養などを業務として行うことができるようになりました。

これを受けて、法人内でも法定研修の受講や、「認定特定行為業務従事者認定証」交付申請などの手続きを随時進め、医療的ケアを必要とする利用者の支援に支障をきたすことがないよう態勢を整えています。しかし一方で、改正法の施行から 10 年以上が経ちましたが、医療的ケアを制度に則って実施するための事務手続きの煩雑さや、研修などにかかる法人の費用負担など、制度運用面での課題が多いのも事実です。医療的ケアの「円滑な提供」や「普及」を推進していくためには、行政に対する現場からの働きかけが一層必要になると思われます。

現場で医療的ケアに当たるスタッフにとっては、自分たちのケアが「治療」を目的とした「医療行為」ではなく、あくまでも「生活支援の一手段」としての「医療的ケア」なのだという自覚を失うことなく日々の業務に当たることが不可欠です。医療的ケアのスムーズな実施を可能とする環境整備を継続しておこなうと同時に、スタッフ一人一人が、重症心身障害者支援の目的と意味を自問自答し続けることができる「職場風土」の維持・醸成が今後も課題となります。

15：スタッフ研修・育成

スタッフ研修については、WEB 研修「サポーターズ・カレッジ」の指定受講をベースとした上で、看護スタッフを講師とする医療的ケアミニ研修や、受講対象となるスタッフの年次を指定した内部研修の実施、外部開催の研修会・シンポジウムへの参加促進などを通じて、スタッフの資質向上の一助となるよう努めました。

また、1 年目のスタッフに対するメンター制度（個別の指導・育成スタッフ＝メンターを配置）は 2024 年度も継続。段階的な習得（到達）目標を設定した上で OJT（現場での直接指導）に取り組みながら、習得状況の振り返りや悩み事の相談のための定期面談（3 ヶ月に 1 回）を設けるなどして、重層的なフォローの仕組みを整えています。

2021 年度から試験的に始めた介護福祉士資格の取得支援も継続しています。介護福祉士国家試験の受験に必要な「実務者研修」の受講サポート（受講費用の貸与やスクーリング時のシフト調整など）と、初回の国家試験受験料の支給が、主な支援内容です。この支援施策を活用して、2024 年度までの 4 年間で 15 名のスタッフが国家試験に合格しました。

利用者支援に当たって、個々のスタッフが「余人を以て代えがたい資質」を発揮できる職

場風土を醸成したいと思う一方で、「どのスタッフであっても一定以上の水準で遂行可能」としたい（標準化したい）業務も少なくありません。スタッフ研修・育成の在り方が、その双方に大きく影響することを踏まえ、今後も試行錯誤を続けていきます。

【2024 年度・WEB 研修「サポーターズ・カレッジ」受講テーマ】

テーマ指定時期	指定受講テーマ
5～6 月	重症心身障害児・者の理解と暮らし／特別支援教育
7～8 月	なぜ口腔ケアが必要なのか？／障害のある人の「働く」を考える
9～10 月	知っておきたい障害者支援関連制度／法人って何？
11～12 月	強度行動障害
1～2 月	福祉施設職員に必要な仕事の考え方

【2024 年度・医療的ケアミニ研修テーマ】

1 年次スタッフ	医療的ケア手技のポイントと復習
全年次スタッフ	ミニワークショップ～アンビューバッグ&褥瘡対応編
全年次スタッフ	頻出！よく見るあの薬は何に・どう効く？

【2024 年度・内部研修実施状況】

	テーマ	実施時期
年次指定内部研修	モニタリングと個別支援計画（2024 年生）	11/27
自主内部研修	映画『月』鑑賞～意見交換会	12/14
伝達研修	※開催無し	—

【2024 年度・外部研修参加状況】

参加時期	参加外部研修名
4 月	—
5 月	—
6 月	—
7 月	本人と支援者の相互エンパワーメントを目指して
8 月	倫理綱領伝達研修／グリーンケアとは何か／成功させるための秘訣を学ぶ！ファンドレイジング講座／親亡き後の取り組みにマネジメントの考え方を取り入れよう／ちょっと変わった医療福祉のお仕事展2～制度と制度の隙間をつなぐお仕事編／チームリーダー研修「リーダーとしての職場の課題にいかに向き合うか」
9 月	福祉職員のメンタルヘルス研修「アンガーマネジメント」／管理職対象コーチング研修／災害を想定した机上訓練研修／クラウドファンデ

	ィング講座～広く共感と支援を得る仕組みを学ぶ
10 月	対人援助職のためのセルフケア・アンガーマネジメント／大阪大学公開講座「ケアから社会をつくる～傷つきやすさと傷つけやすさからケアを考える」／発達障害の支援と理解／知っておきたい計画相談支援の基本／アディクションからコネクションへ
11 月	第 49 回日本重症心身障害学会学術集会
12 月	ワークショップ講座／襟裳には本当に“何もない”のか？～障害当事者の参加や支え合いを促進するコーディネーションの実践から／能登半島地震応援・派遣スタッフ報告会／災害時に必要な障害者・高齢者への配慮／北欧の福祉施設から学ぶデザインの役割～高齢者福祉編／介護職に求められるコミュニケーション力～対人援助職としてのスキルを高める
1 月	おさえておきたい口腔ケアのキホン／施設相談員の役割とスキルの習得／すぐに役立つ支援のコツ～セルフネグレクト／触法障がい者の支援について／障がい者虐待・身体拘束の予防のために／褥瘡予防用具の選び方・使い方／動画で学ぶ！障がい者施設の虐待防止研修
2 月	新人職員のためのパワーアップ研修／合理的配慮啓発のためのシンポジウム／処遇改善加算活用セミナー／WEB サイトプロジェクトにおける要望の作り方・伝え方／人事労務セミナー～採用・退職編／医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修／知ろう。話そう。港区の防災／地域で暮らす医療的ケア児の災害時の備えについて多職種で考える／障施協「実践研究報告会」／介護 DX／災害に備えるトイレの衛生環境 ～BCP に欠かせない衛生対策／旭川荘のあゆみから考える人権の視点とは
3 月	相談支援ステップアップ研修～困難事例を通して考える／本当の意味での意思決定支援とは？／管理職対象のモチベーションマネジメント研修

16：緊急時対応対策委員会

2015 年度に設置した緊急時対応対策委員会は、法人役員、施設長・副施設長、中堅以上のスタッフ、教育・危機管理セクション長で構成し、1～2 ヶ月に 1 回の定例会議を軸に、対応・対策の具体化を推進しています。

①利用者の体調急変時・事故時の対応／事前対策／ケース検討＋医療的ケア安全委員会

■ここ数年来、人工呼吸器等の医療機器を取り扱う機会が増えてきているため、改めて一つ

一つの取り扱いを丁寧にするよう注意喚起しました。また、複数スタッフによるダブルチェックを徹底し、機器の接続ミス等を防ぐ対策を継続して実施しました。特に人工呼吸器については、自発呼吸のある利用者さんが、一日の中で呼吸器を外して過ごす時間を設けることがある等、個別的な対応が必要となる場面が増えています。そのことがミスを誘発することのないよう、改めて「自発呼吸の有無」にかかわらず「呼吸器を使用している」ことの意味を理解し、確認等を徹底していくこととしました。

■送迎中スタッフが添乗していない状態で送迎車が発進し、次の利用者さん宅に向かう事故があり、改めてドライバーと添乗スタッフ間における必要なコミュニケーションを怠らないことを徹底するよう確認しました。また、体調の変化、しんどさの表現等が難しい利用者さんの送迎では、添乗スタッフは呼吸の状態や顔色・姿勢等の変化にいち早く気づき、対応できるように見守りケアをおこなっていることをドライバーとも再確認しました。

■誤嚥性肺炎による発熱が疑われる事案が散見されるため、各施設のスタッフミーティング等にて、一般論として加齢や疾病・障害の進行とともに咀嚼や嚥下の機能が落ちてくること＝随時ケアの再検討や見直しが必要であること、個々の利用者さんの咀嚼・嚥下状態についても随時情報共有することを再確認しました。

■利用者さんが自らマーゲンチューブ（経鼻経管栄養チューブ）を抜去してしまう事案が複数回発生したため、マーゲンチューブに限らず、胃ろうボタン、気管カニューレ等についても、抜去時の対応について改めてご家族・医療機関に確認し、ケア情報等の更新をおこないました。

■利用者さんの顔色や表情を確認しにくい＝体調急変に気づきにくい「死角」となる場所や時間帯が生じないように、活動中のスタッフの位置取りなどを再確認し、見守り態勢を強化していくことや、「慣れ」や「常態化」によって「ヒヤリ・ハットとして挙がってこない」事案＝事故リスクの潜在化についての対策も継続して検討していきます。

②BCP/防災委員会

■ガソリン式・カセットボンベ式それぞれの発電機の使用方法や一次避難場所までの経路の再確認、蓄電池の充電といった、従来の平時対応のほか、送迎車の給油について、各施設で毎週曜日を決めて満タンにしておく対策を新たに講じました。

■8月、モモの家（福島区）や機関車（都島区）が位置する地域を含み、大阪市内で早朝に大規模停電が発生することがありました。自然災害に限らず、停電に起因すると想定される事態（公共交通機関の麻痺・住宅エレベータの停止・医療機器への電源供給不能等）が発生した場合の対応を検討し、個々のスタッフが通常の勤怠予定に縛られない臨機応変な対応をとることができるような心構えの涵養が必要であるという認識を共有しました。

■大規模災害が発生した場合、BCPの観点（災害発生後の利用者支援に当たる人員確保な

ど)からも、スタッフはまず自分自身の命を守る行動を最優先に考えることが必要です。そのため、例えば活動中の地震発生時に、施設内什器の転落・転倒から利用者さんを守ろうとして、代わりにスタッフが負傷してしまうといった事態を防ぐことができるよう、什器類の耐震固定など、物理的な環境整備を進めることを確認しました。

■音・on（港区）と最寄りのコンビニエンスストアとの間で、大規模災害等緊急時における相互協力の合意を交わしました。【コンビニ→音・on】への便宜としては、商品の優先販売・指定商品の在庫確保・非常用電源の一次的な使用許可等を想定。【音・on→コンビニ】としては、コンビニ店内で従業員や利用客の体調急変が起きた際、音・onに設置している AED の提供等を想定しています。

■消防訓練については、地震時における出火を想定し、消火・通報・避難訓練を継続して実施しました。

■水害発生時の「避難確保計画」に基づいた訓練については、「マップナビおおさか」を使用して、大雨が降った際の送迎ルート上の冠水ポイントや、各施設の浸水被害予想に関する情報共有をおこないました。

■2024 年度は、8 月の日向灘を震源とする地震（M7.1）の発生を受けて、南海トラフ巨大地震臨時情報が初めて発表されたほか、大阪市内の大規模停電など、大規模災害時の対応について改めて考える年となりました。2025 年度も、各施設 BCP に基づく研修・訓練を実施するとともに、定期的な計画見直しによって内容をブラッシュアップしていき、実際の災害に備えていきます。

③感染症対策委員会

■新型コロナウイルスの大規模流行期以降、感染防止対策の一つとして、スタッフのマスク着用を「原則常時」としてきましたが、7 月以降は「通通勤時など可能な限り人混みを避け、人混みが避けられない場所ではマスク着用を心がける」とし、業務中のマスク着用は基本的に「任意」としました。ただし、送迎添乗・食事介助時のほか、スタッフ自身に咳・喉痛・発熱などの諸症状が見られる場合、施設内で感染者（スタッフ・利用者問わず）が出た際の当日以降 3 日間については、「原則マスク着用」としました。ケア後都度の手指消毒や定時換気はこれまで通り継続し、様子を見ることとしました。

■食中毒対策としては、食中毒予防の研修と手洗い訓練を実施しました。特に食事介助の場面では、個々の利用者さんの食事形態に合わせて、食品をハサミで刻んだり、ミキサーにかけたりするため、通常の食事に比べ、二次汚染のリスクが高いことをスタッフ間で確認しました。

■2024 年度は各施設において、新型コロナやインフルエンザだけでなく、感染性胃腸炎に利用者さんやスタッフが罹患するケースが多数発生しました。実際に施設において利用者さん

の下痢や嘔吐があった際には、備え付けの「嘔吐対応セット」を使用しての吐しゃ物処理や、朝夕の次亜塩素酸ナトリウム溶液を使った施設内各所の拭き消毒などを実施しました。また、調理従事者からのウイルス検出が多く見られるという報道からの情報をスタッフ間で共有し、スタッフで下痢症状や体調に不安がある場合には、調理実習等への関わりを意図的に控える等、感染予防に努めました。冬の感染症についての研修・嘔吐物処理の訓練も適宜実施しました。

■2025 年度については、「手洗い・うがい・消毒・換気」をベースとしたスタンダードブリーチの徹底を継続しておこない、感染症・食中毒予防の研修、手洗い・嘔吐対応等の訓練も繰り返し実施していきます。

17：虐待防止委員会（身体拘束適正化委員会）

2021 年度の制度改定により、虐待防止委員会（身体拘束適正化委員会）の設置と、スタッフに対する研修実施を含む虐待防止施策の実施が義務付けられたことに伴い、当法人でも従前の虐待防止に関する取り組みを再編する形で、委員会を設置しました。

■2024 年度も、法人単位の虐待防止・身体拘束適正化検討委員会（法人委員会）を 8 月・2 月に定期開催しました。また、各施設単位でも虐待防止ミーティングを実施するとともに、施設ミーティング内にて施設長を委員長とした虐待防止・身体拘束適正化検討委員会（施設内委員会）を開催しました。

■各施設で「不適切なケア事例」の日常的な収集・情報共有（LINEWORKS による）と、毎月の各施設ミーティング（施設内委員会を兼ねる）での確認・具体的な対策検討を継続しています。施設内委員会で取り上げた事例をもとに、法人委員会でも情報共有と対応の再検討をおこないました。

■2024 年度の委員会では、利用者さん個々のケースへの対応・スタッフの声掛け・利用者さんの私物への配慮などが挙げられました。例えば、情緒面で不安定な様子を見せる利用者さんに対して、本人が気に入っているモノ（テープ類や空き缶など）を手渡すことで落ち着いて過ごしてもらうという対応について。本人が落ち着くからという理由で「モノだけ」に頼り、スタッフとコミュニケーションをとる場面が少なくなることで、ネグレクトに繋がっていく可能性などについて検討しました。また、送迎車内での利用者さんのカバン類や吸引器等の置き方、着脱時や洗濯時の衣服の扱い方について、ぞんざいになっていないかという問題提起がありました。利用者さんの「持ち物」を取り扱う時の姿勢と、本人に対する直接的なケアの姿勢とが、無関係ではないということも改めて意識していくよう確認しました。

■一度は改善された課題が、時間の経過とともに再度課題として取り上げられることについて

も、スタッフ同士で直接指摘し合える関係性の構築や雰囲気づくりについて、施設ミーティング等の機会を活用して検討を継続することとしました。

■虐待防止・身体拘束適正化の研修では、事例をもと不適切なケア（虐待の「芽」）に気づくこと、風通しの良い組織づくり、身体拘束に伴う利用者さんの身体的・精神的な弊害について改めて学びました。

■2025 年度も、個々のスタッフによる日常的なケース収集・情報共有→虐待防止ミーティング（施設単位）→施設内委員会→法人委員会といった各レベルでの検討が、実際のケア・支援に還元され、虐待防止のための好循環を生み出すことができるよう、危機管理セクションを中心に働きかけていきたいと思います。

18：決算報告

「WAM・NET」（独立行政法人福祉医療機構が運営する情報サイト）に掲載

19：定款

第1章 総則

（目的）

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（1）第二種社会福祉事業

（イ）障害福祉サービス事業の経営

（名称）

第2条 この法人は、社会福祉法人ゆうのゆうという。

（経営の原則）

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の

透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

（事務所の所在地）

第4条 この法人の事務所を大阪市福島区に置く。

第2章 役員及びスタッフ（職員）

（役員の定数）

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- （1） 理事 6名
- （2） 監事 2名
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 前項の代表理事をもって社会福祉法の理事長とする。

（役員の任期）

第6条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 役員は第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

（役員の選任と解任）

第7条 役員は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - （1） 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
 - （2） 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

（役員の報酬）

第8条 役員に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評

委員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給できる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。

(理事会)

第9条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては代表理事が専決し、これを理事会に報告する。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事の選定および解職
- 3 理事会は、代表理事が招集する。ただし、代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 4 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 5 前項の規定に関わらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、理事会の決議があったものとみなす。
- 6 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 7 理事会に出席した代表理事および監事は、前項の議事録に記名押印もしくは署名する。

(理事の職務および権限)

第10条 理事は理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第11条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事およびスタッフに対して事業の報告を求

め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(スタッフ (職員))

第12条 この法人に、スタッフを置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要なスタッフ（以下「施設長等」という）は、理事会において、選任および解任する。

3 施設長等以外のスタッフは、代表理事が任免する。

第3章 評議員及び評議員会

(評議員の定数)

第13条 この法人に評議員7名以上10名以内を置く。

(評議員の選任および解任)

第14条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任および解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員解任・選任委員会は監事2名、外部委員1名の合計3名で
構
成する。

3 選任候補者の推薦および解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営の細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦および解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任および不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が1名以上が出席し、かつ外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員会の構成と権限)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は次の事項について決議する。

(1) 役員の選任または解任

(2) 役員の報酬等の額

- (3) 役員ならびに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表および収支計算書）および財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(評議員会の開催と招集)

- 第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。
- 2 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
 - 3 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第17条 評議員会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除き、評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
 - 3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第5条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
 - 4 第1項および第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁的

記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 18 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長および出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が署名または記名押印する。

(評議員の任期と報酬)

第 19 条 評議員の任期は、選任後 6 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第 13 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- 3 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 4 評議員に対して、各年度の総額が 30 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。
- 5 評議員には費用を弁償することができる。

第 4 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 20 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の 2 種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 現金 1 0 0 0 万円
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらねばならない。

(基本財産の処分)

第 21 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会および評議員会の承認を得て大阪市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大阪市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 22 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、代表理事が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第 23 条 この法人の事業計画および収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告および決算)

第 24 条 この法人の事業報告および決算については、毎会計年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事

会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の付属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書および事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表および収支計算書（資金収支計算書および事業活動計算書）の付属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号および第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事および監事ならびに評議員の名簿
 - (3) 理事および監事ならびに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第25条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第26条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第27条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第5章 解散

(解散)

第28条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第29条 解散（合併又は破産による解散を除く）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人やNPO法人等の社会福祉事業を営む法人のうちから選出されたものに帰属する。

第6章 定款の変更

(定款の変更)

第30条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、大阪市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大阪市長に届けなければならない。

第7章 公告の方法その他

(公告の方法)

第31条 この法人の公告は、社会福祉法人ゆうのゆうの掲示板に掲示するとともに、官報、新聞または電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第32条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

代表理事	今柳田和男
理事	齊藤真弓
理事	小林美穂
理事	菅野眞弓
理事	太田晴美
理事	吉田肇
監事	高松邦明
監事	永田徹

変更後の定款は平成 19 年 12 月 12 日から施行する。

変更後の定款は平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

変更後の定款は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

【定款細則】

1. 評議員選任・解任委員会

評議員選任・解任委員会の委員は、議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

2. 日常の業務として理事会が定め、代表理事が専決するものは以下の通りとする。

- ① 施設長等の任免その他重要な人事を除くスタッフの任免
- ② スタッフの日常の労務管理・福利厚生に関すること
- ③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの
- ④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- ⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微のもの
 - ア 日常的に消費する調理材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
- ⑥ 基本財産以外の固定資産の取得および改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く
- ⑦ 損傷そのほかの理由により不要となった物品または修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却または廃棄。ただし、法人運営に重

大な影響がある固定資産を除く。

- ⑧ 予算上の予備費の支出
- ⑨ 利用者の日常の処遇に関する事
- ⑩ 利用者の預り金の日常の管理に関する事
- ⑪ 寄付金の受け入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

以上

20：役員・評議員

2025 年 4 月 1 日現在

理事	小林美穂（社会福祉法人ゆうのゆう代表理事）
理事	齊藤真弓（医師）
理事	菅野真弓（NPO 法人代表理事）
理事	廣本三枝子（前家族会会長）
理事	工藤涼二（弁護士）
理事	大槻瑞文（NPO 法人理事）
監事	津田康夫（元障害者支援施設長）
監事	荒井俊且（弁護士）
評議員	竹内千里（家族会副会長）
評議員	木村寛子（家族会副会長）
評議員	西森年寿（大阪大教授）
評議員	朴君愛（アジア・太平洋人権情報センター上席研究員）
評議員	三木仁志（歯科医師）
評議員	柳川敏美（元支援学校長）
評議員	松田順子（家族会副会長）

21：役員・評議員 報酬

役員報酬に関する支給基準

第1条 この基準は、社会福祉法人ゆうのゆうの理事および監事の報酬等について評議員会が定めるものである。

第2条 本規定で役員とは、理事および監事をいう。

2 報酬とは、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。

第3条 理事が、理事会に出席したときは、別表1による報酬を支払うことができる。

2 理事が、入札等法人が開催する会議に出席したときは、別表1による報酬を支払うことができる。

3 理事に対し、別表1による年額1000円の報酬を支払うことができる。

第4条 理事が、代表理事の命を受けて法人および施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表2による報酬を支払うことができる。

第5条 監事が、理事会および評議員会に出席したときは、別表1による報酬を支払うことができる。

2 監事が、法人および施設・事業所への実地指導・指導監査等への立会および運営状況の指導もしくは監査の業務またはその他代表理事の命を受けて法人および施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表2による報酬を支払うことができる。

第6条 役員が、法人および施設・事業所の運営業務のため出張する場合は、別表3による日当および旅費・宿泊費を支給することができる。

第7条 監事、理事が同一日に開催される理事会および評議員会に複数回出席した場合は評議員会にかかる報酬および旅費は支給しない。

第8条 法人および施設・事業所のスタッフを兼務する役員は、原則この規定を適用しない。

第9条 「社会福祉法人ゆうのゆう定款」第8条にいう役員報酬の総額全体は、30万円以内とする。

第10条 本規定の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

附則

1. この規定は、2017年4月1日から施行する。

2. この規程は、2021年4月1日から施行する。

評議員報酬に関する支給基準

第1条 この基準は、社会福祉法人ゆうのゆうの評議員の報酬等について評議員会が定めるものである。

第2条 報酬とは、法人と委任関係にある評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

第3条 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1による報酬を支払うことができる。

2 評議員が、入札等法人が開催する会議に出席したときは、別表1による報酬を支払うこ

とができる。

3 評議員に別表 1 による年額 1000 円の報酬を支払うことができる。

第4条 評議員が、代表理事の命を受けて法人および施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表 2 による報酬を支払うことができる。

第5条 評議員が、法人および施設・事業所の運営業務のため出張する場合は、別表 3 による日当および旅費・宿泊費を支給することができる。

第6条 評議員が同一日に開催される理事会および評議員会に複数回出席した場合は理事会にかかる報酬および旅費、また複数回目となる評議員会分は支給しない。

第7条 この支給基準の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

附則

1. この支給基準は、2017 年 4 月 1 日から施行する。
2. この支給基準は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

22：処遇改善加算・特定処遇改善加算・特例交付金（ベースアップ加算）にかかる情報公開

	職場環境要件項目	当法人の取り組み
資 質 向 上 に 向 け た 支 援	介護福祉士、喀痰吸引等の研修支援 オンライン研修の導入 メンター制度の導入	介護福祉士試験の前提となる実務者研修費用や国家試験の受験料への補助、また勤務シフトの考慮等を通じて、スタッフが研修や講習を受けやすい環境を整えている。 また研修内容は、年次・改造別設置し、障害者福祉のオンライン研修機関と契約することで、スタッフは無料かつ計画的に視聴できる環境も整えている。 入職者については、メンターを設定し、各機関での具体的な業務達成目標を設定して確実な資質向上を目指す環境を整えている。
健 康 管 理	スタッフの腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入	天井走行リフト、床走行リフト、移動用スリングシートの導入を積極的に推進し、業務におけるスタッフの腰痛予防対策等、負担軽減を図っている。

やりがいの醸成	ミーティング等による職場内のコミュニケーションの円滑化による勤務環境やケア内容の改善 地域の児童・生徒や住民との交流等	コミュニケーションソフトを導入し、円滑化を図っているほか、各利用者のケア内容、申し送りについては、コミュニケーションソフトや対面ミーティングを通じて業務内容やケア内容の改善を常に図っている。 また家族からの謝意等の情報を共有する機会を提供している。 地域の児童を対象としたモノづくりイベントなどを大阪大人間科学部のゼミや地元 NPO などと協力、共催し、スタッフのやりがい醸成を図っている。
多様な働き方の推進	スタッフの事情に応じた勤務シフトや短時間正スタッフの導入等 有給休暇が取得しやすい環境の整備	翌月の勤務・公休希望を事前に聴取し、可能な限り希望に沿う形で勤務シフトを組んだり、子育て期間中のスタッフに関しては、短時間勤務を認め、子どもの体調管理に応じて早退をフレキシブルに認め、多様な働き方を推進している。 記念日、ファミリー休暇等の名称を設けることで、有給休暇を取得しやすくしているほか、長期休暇（連続 11 日）を事前に取得希望を聴取して設定するなどの環境整備を行っている。
入職促進	事業者の共同による研修制度	他の福祉事業者と協力して、新人研修を共同して開催、交流を図るなどして福祉職の意義の共有化を図っている。また新卒からシニアまで、資格の有無にこだわらない幅広い採用活動を展開している。
生産性向上	高齢者の活躍等による役割分担の明確化	経理、労務事務や送迎など介護業務以外の業務の提供を通じて役割分担を明確化し、生産性の向上を図っている。

《処遇改善加算にかかる賃金に関する情報公開》

■ 正スタッフ（介護業務）：勤続年数に応じた賃金 ▼ 業務改善に積極的に取り組む等、管理者から一定の評価基準に基づき高い評価を得たスタッフに対する賃金 ▼ 夜間ケアに従事

しないスタッフに研修回数に応じた賃金

- 非常勤スタッフ（介護業務）：勤務期間に応じて、1 時間当たりの賃金の上乗せ
- 各スタッフ共有（介護業務）：夜間ケアに 1 回従事するごとの賃金

《特定処遇改善加算にかかる賃金に関する情報公開》

■正スタッフ（介護業務）：勤続年数 10 年以上の正スタッフのうち、社会福祉士もしくは介護福祉士の資格保有者、サービス管理責任者に対する賃金

《特例交付金 ベースアップ加算》

- 正スタッフ（介護業務）：全スタッフに一律に設定した賃金
- 非常勤スタッフ（介護業務）：勤務年数に応じて設定した賃金